

総合交流ターミナルたきかわ指定管理者募集要項

総合交流ターミナルたきかわの設置の目的を効果的に達成するため、その管理を行う指定管理者を次のとおり募集します。

1 施設の基本方針等

(1) 施設の目的

総合交流ターミナルたきかわは、都市と農村の交流の場として、地元農産物等の販売、地元食材を利用した食事の提供等による地域の総合的な情報発信を行い、もって農業・農村の振興及び地域の活性化を図ることを使命としています。

(2) 管理運営の基本方針

総合交流ターミナルたきかわは、前号の目的達成に寄与するための拠点施設として利用されているほか、休憩施設「道の駅」としての機能も有しています。そのため、様々な機会を訪れる利用者の安全確保はもちろんのこと、多様化しつつあるニーズに応えるため施設の充実を進め、施設内外の環境の美化に努めます。

2 施設の概要

名称	総合交流ターミナルたきかわ
位置	滝川市江部乙町東11丁目13番3号
設置目的	都市と農村の交流の場として、地元農産物等の販売、地元食材を利用した食事の提供等による地域の総合的な情報発信を行い、もって農業・農村の振興及び地域の活性化に資するため。
施設の構造等	総合交流ターミナルたきかわ 本体 ア 建物構造 鉄骨造 平屋建て イ 延床面積 839.66平方メートル ウ 施設内容 農産物直売所・売店コーナー（138.51㎡）、調理室（81㎡）、食材供給室（97.2㎡）、食品加工室（145.8㎡）、事務室（28.35㎡）、交流ホール（81㎡）、トイレ（66.04㎡）、PR情報コーナー・研修室（28.35㎡） ※主な施設のみ抜粋 エ 施設平面図 別図1のとおり オ 総合交流ターミナルたきかわ全体図 別図2のとおり 総合交流ターミナルたきかわ その他附帯施設 ア 施設内容 駐車場（53台分）

3 指定管理者の資格

総合交流ターミナルたきかわの指定管理者の資格は、次のとおりとします。なお、(2)のキについては、警察との連携により、必要な調査を行う場合があります。

(1) 団体であること。

ア 法人格の有無は問いません。

イ 申請は、複数の団体により構成されるグループで行うことができます。この場合においては、次の点に留意してください。

(ア) グループの代表となる団体を定め、グループ名で代表団体が申請すること。

(イ) グループの代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めないこと。

(ウ) グループの構成団体間で、指定管理者として行おうとする業務に関し、共同連帯して施行することを目的とする協定等を締結すること。

(エ) 指定管理者として滝川市と協定を締結したときは、グループの構成団体の全てが協定の当事者として、責任を負わなければならないこと。

(オ) グループの構成団体は、それぞれ次号の資格を有すること。

(2) 団体又はその代表者が次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同施行令における他の条において同項を準用する場合を含む。）の規定により滝川市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた者であって、当該事実があった日後2年を経過しないもの

オ 滝川市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者であって、当該事実があった日後2年を経過しないもの

カ 滝川市税及び消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ。）を滞納している者

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成員の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にあるもの又は役員（法人以外の団体の場合にあつては、当該団体の代表者）が暴力団の構成員等であるもの

(3) 北海道内に事業所又は事務所を有する団体であること。

4 失格規定

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

ア 3の各号に規定する指定管理者の資格を満たさない場合。

イ 提出書類に虚偽の記載等があった場合。

ウ 提出書類に不備、錯誤があり、再提出を指示したにもかかわらず期限内に提出されなかった場合。

エ 募集要項に違反した場合。

オ 現地説明会及び面接審査に出席しなかった場合。

カ 公示の日から協定締結までに参加資格要件を欠く事項が発生した場合。

5 申請書の提出

- (1) 受付期間 令和7年9月16日（火）から令和7年10月16日（木）まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までに限る。
- (2) 提出方法 必要部数の申請書類及びその内容を記録した磁気媒体を、必ず持参の上、提出してください。郵送による受付はいたしません。

6 申請書類及び提出部数

書 類 名	部数
(1) 滝川市公の施設指定管理者指定申請書（様式第1号）	1部
(2) 当該施設の管理に関する事業計画書（様式第2号）	7部
(3) 当該施設の管理に係る収支計画書（様式第3号）	7部
(4) 指定管理者の資格を有することを証する書類	
ア 定款又は寄付行為（法人以外の団体の場合にあつては、規約その他これらに類する書類及び構成員名簿）	1部
イ 法人に係る登記事項証明書（法人以外の団体の場合にあつては、代表者の身分証明書の写し）	1部
ウ 3の(2)のウからオ及びキのいずれにも該当しない旨を記載した申立書（様式第4号）	1部
エ 団体及びその代表者（法人以外の団体の場合にあつては、代表者）に係る滝川市税の納付の確認についての同意書（様式第5号）	1部
オ 団体及びその代表者（法人以外の団体の場合にあつては、代表者）に係る消費税等に係る納税証明書（発行の日から起算して3月を経過する日までのものに限る。）	1部
カ エ及びオの規定にかかわらず、滝川市税又は消費税等の納税義務を負わないものにあつては、ウに掲げる申立書	(1部)
(5) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書	1部
(6) 前事業年度の収支決算書（貸借対照表及び損益計算書含む）及び事業報告書	1部

注 この表に掲げるもののほか、グループによる申請の場合は、グループ結成に係る協定書（出資比率及び組織・役割が明記されたものに限る。）及び委任状を提出してください。なお、第4号から第6号までに該当する書類については、代表団体と構成団体がそれぞれ指定の部数を提出してください。

7 申請に関するその他の事項

- (1) 提出された申請書類の内容は、明らかな誤り又は軽微な事項を除き、変更することはできま

せん。

- (2) 滝川市が指定管理者の選定に関し必要があると認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- (3) 申請書類は、理由のいかんにかかわらず、返却しません。
- (4) 申請書類の著作権は、申請者に帰属しますが、滝川市が指定管理者の選定結果の公表等に必要場合には、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (5) 申請書類は、滝川市情報公開条例（平成9年滝川市条例第6号）に基づく情報公開請求により公開されることがあります。
- (6) 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (7) 申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- (8) 滝川市が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じるとともに、この検討の目的内であっても、滝川市の承諾を得ることなく、第三者に対し使用させ、又は内容を提示することを禁じます。
- (9) 同一の団体が複数の申請をすることはできません。

また、単独で申請した団体が他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請すること及びグループとして申請した構成団体が単独で、又は他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することはできません。

8 選定の基準

選定に当たっては、事業計画書（様式第2号）及び次に掲げる事項を重視して審査し、加点評価します。

- (1) 申請団体が健全な経営状況であるか。
- (2) 当該施設又は類似施設の管理運営実績が十分にあるか。
- (3) 滝川市及び地元農業者との連携実績が十分にあるか。
- (4) 外部監査、社外監査役の導入又は監査役等に公認会計士や税理士が就任しているなど、客観的な監査が行われているか。

9 管理の基準

- (1) 開館期間、開館時間及び休館日
 - ア 指定管理者が滝川市の承認を得て定める期間、時間及び日とします。
 - イ アの規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に開館期間若しくは開館時間を変更し、開館日において臨時に休館し、又は休館日において臨時に開館することができます。
- (2) 利用の許可及び制限に関する事項

総合交流ターミナルたきかわ条例（平成12年滝川市条例第9号）及び総合交流ターミナルたきかわ条例施行規則（平成12年滝川市規則第6号）に定めるところにより行うものとします。
- (3) 関係法令の遵守

前号に掲げるもののほか、次に掲げる法令及びこれらと関連する法令等を遵守して業務を遂行するものとします。

- ア 地方自治法
- イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- エ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- オ 消防法（昭和23年法律第186号）
- カ 建築基準法（昭和25年法律第201号）
- キ 電気事業法（昭和39年法律第170号）

（4） 個人情報の取扱い

- ア 指定管理者には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第2号の規定により、滝川市と同様の安全管理義務（保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置）を講じなければなりません。
- イ 指定管理者の役員及び従業員には、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしたり、不当な目的に使用しない旨の守秘義務が課せられ、これに違反したときは、拘禁刑又は罰金の処罰が課せられます。（指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は職務を退いた後においても、同様です。）
- ウ 個人情報の保護に関する法律に基づき、滝川市を通じて、管理業務の実施に当たり保有する個人情報の開示又は訂正等の請求があったときは、速やかにこれに応じるものとします。

（5） 公正な職務の執行の確保

- ア 指定管理施設の管理業務に従事する者は、滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成21年滝川市条例第6号）に規定する職員等に該当し、その管理業務の運営上における法令等の違反、市民の生命、身体、財産又は生活環境に重大な損害を与える行為その他の社会的相当性逸脱行為について、滝川市公正職務審査会に公益目的通報ができる対象となります。
- イ 指定管理者は、管理業務に従事する者に対し、滝川市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の主旨、内容及び権利等の周知を毎年行うとともに、同条例に基づく市長等及び滝川市公正職務審査会などが行う調査の協力に応じるものとします。
- ウ 指定管理者は、管理業務に従事する者が公益目的通報をしたことを理由として、通報した者に対し、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとします。
- エ 指定管理者は、管理業務に従事する者に対して、法令等の遵守に関する研修を毎年実施しなければなりません。

（6） 情報公開

- 滝川市情報公開条例に基づき、滝川市を通じて、管理業務の実施に当たり保有する文書の公開等の請求があったときは、速やかにこれに応じるものとします。

（7） 文書の管理・保存

- ア 管理業務の実施に当たり作成し、又は取得した文書については、滝川市文書事務取扱規程（平成4年滝川市訓令第3号）の規定の例により、適正に管理・保存することとします。
- イ 指定期間終了時又は指定取消し時には、その指示に従ってこれを滝川市に引き渡していただくこととなります。

（8） 滝川市行政手続条例の適用について

指定管理者は、滝川市行政手続条例（平成10年滝川市条例第28号）第2条第3号に規定する「行政庁」に該当するため、利用許可等の処分については、同条例の定めに従って行うことになります。

(9) 環境への配慮

管理業務の実施に当たっては、次のような環境への配慮に留意してください。

ア 環境に関する諸法令を遵守し、環境や人に及ぼす事故を未然に防止すること。

イ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）の各規定を遵守するとともに、滝川市が行う諸施策に協力すること。

ウ 環境に配慮した商品・サービスの購入の推進並びに廃棄物の資源化・再利用の促進及び適正処理を図ること。

エ 電気、ガス、ガソリン、上下水道等のエネルギー使用量の削減に努めること。

(10) 業務の一括委託の禁止

管理業務は、その全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。ただし、その一部について、あらかじめ滝川市が認めるときは、この限りではありません。

(11) 市内における再委託、調達等

管理業務の実施に当たり、再委託、物品の調達等を行う場合は、滝川市経済の活性化及び市内企業育成のため、滝川市内の企業を最優先に活用してください。

10 管理業務の範囲

指定管理者が行う主な業務は次のとおりとし、その業務の詳細については、別添総合交流ターミナルたきかわ指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとします。

(1) 総合交流ターミナルたきかわの利用の許可に関すること。

(2) 総合交流ターミナルたきかわ条例第4条各号に掲げる事業の計画及び実施に関すること。

(3) 総合交流ターミナルたきかわの維持管理に関すること。

(4) 「道の駅」としての機能に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、これらの業務に付随する業務

11 利用料金に関する事項

(1) 利用料金制度

本施設では、地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を採用するため、利用者が支払う利用料金は、指定管理者の収入とします。利用料金は、滝川市が条例で定める額を上限として、指定管理者が滝川市の承認を得て定めることができます。

(2) 減免及び還付

指定管理者は、総合交流ターミナルたきかわ条例に基づき滝川市が定める基準により利用料金を減額し、若しくは免除することができるほか、指定管理者が特別の理由があると認めるときは利用料金を還付することができます。

(3) 前受金の引継ぎについて

指定期間の満了日後の利用に係る利用料金を事前に収受する場合には、その利用料金に相当する金額を新たな指定管理者又は滝川市に引き継ぐこととします。

12 管理業務に要する経費

(1) 指定管理者の収入及び業務に必要な経費

滝川市は、指定管理者に対して、管理業務に必要な経費の一部を、予算の範囲内で、負担金として支払います。

ア 負担金の金額及び支払時期については、指定管理者と協議の上、協定において定めます。

イ 滝川市が支払う負担金の基準上限額は、単年度につき3,000,000円です。

ウ イの「基準上限額」とは、施設の管理運営に当たり、最低限実施すべき業務に必要な経費の見込額と利用料金収入等見込額との差引額であり、滝川市が指定管理者に支払う負担金の額の目安となる額です。負担金の額は、この上限額を基に原則その範囲内で、指定管理者が申請時に提案した額を基本として、滝川市と指定管理者が協議して定めることとなります。

エ 管理業務を適切に実施する中で利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、原則として精算による返還を求めません。

また、利用料金収入の減少など指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合であっても、原則として補填は行いません。

オ 管理業務に係る経費及び収入は、施設の管理業務に係る経理とその他の業務に係る経費を区分して整理してください。

また、資金の収支に係る経理事務の遂行に当たっては、出納責任者と現金取扱者をそれぞれ選任し、書面をもって滝川市に通知してください。この場合において、出納責任者と現金取扱者は、同一の者であってはなりません。

(2) 修繕・改修及び備品等

ア 施設の大規模な修繕等に係る費用については、滝川市の負担とし、日常の管理業務で発生する修繕等に係る費用については、指定管理者の負担とします。

イ 滝川市が備え付ける備品は、仕様書に定めるとおりとし、指定管理者に無償で貸与します。

ウ 施設及び備品の修繕等については、原則として、1件につき一定額を超えるものについては、滝川市の費用と責任において実施するものとし、1件につき一定額以下のものについては、指定管理者の費用と責任において実施するものとしします。

エ 施設及び備品の修繕等により生じた更新施設等は、全て滝川市に帰属するものとしします。

オ 仕様書に定められている備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達していただきます。なお、調達した物品については、指定管理者に帰属するものとしします。

(3) 事故、火災等

ア 施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故、火災等が発生した場合は、当該事故の処理に要する費用については、滝川市の負担とします。

イ 滝川市では、全国市長会市民総合賠償補償保険に加入しており、指定管理者もこの保険の被保険者となることができますが、支払限度額があるほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により、施設の利用者や第三者又は滝川市に損害を与えた場合は、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。したがって、指定管理者はそれぞれの施設の態様、利用状況等を勘案し、また昨今の損害賠償請求訴訟等の賠償額等の動向を踏まえ、滝川市と協議の上、指定管理

者の責任と判断の下、必要な各種保険に加入してください。

なお、滝川市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険の支払限度額は次のとおりです。

身体賠償	1名につき	1億円	財物賠償	1事故につき	2,000万円
	1事故につき	10億円	免責金額		なし

(4) 滝川市と指定管理者とのリスク分担

前号に掲げるもののほか、滝川市と指定管理者との責任分担については、次の表のとおりとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		滝川市	指定管理者	分担(協議)
物価変動	経済情勢の激変その他予期することができない特別の事情			○
	暖房用燃料油の価格の20パーセント以上の物価変動(管理代行負担金算出額に係る部分に限る。)			○
	条例改正による当該施設の利用に係る料金の額の変更(あらかじめ協議を行ったものに限る。)			○
	それ以外のもの		○	
資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○	
	金利上昇等による資金調達費用の増加		○	
法令等変更	管理運営に直接影響する法令等の変更			○
	上記以外の一般的な法令の制定、改正等によるもの		○	
税制変更	管理業務に直接影響を及ぼす新税の創設、税制改正等(消費税率の変更を含む)によるもの			○
	上記以外の一般的な新税の創設、税制改正等(法人税、事業所税など)によるもの		○	
許認可等	市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの	○		
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによるもの		○	
管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○		
	指定管理者の発案による期間中の変更			○
市議会議決	指定の議決が得られないことによる管理運営開始の延期			○
需要変動	外的要因による需要変動		○	
	類似施設との競合による利用者減、収入減		○	
管理運営の中断・中止	市に帰責事由のあるもの	○		
	指定管理者に帰責事由のあるもの		○	
	それ以外のもの			○
施設等の損傷	市に帰責事由のあるもの	○		
	指定管理者に帰責事由のあるもの		○	

	それ以外のもの（1件当たり10万円以下）		○	
	それ以外のもの（1件当たり10万円を超えるもの）	○		
利用者等への 損害賠償	市に帰責事由のあるもの	○		
	指定管理者に帰責事由のあるもの		○	
	市と指定管理者の両者又は被害者・他の第三者等に帰責事由のあるもの			○
公募要項等	公募要項等の瑕疵・不備によるもの	○		
指定の終了等	指定管理者の指定期間が終了した場合又は指定を取り消した場合の撤収に関するもの		○	
不可抗力 ※	不可抗力による施設・設備の復旧費用	○		
	不可抗力による管理運営の中断			○

※ 不可抗力：暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、地すべり、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキなど

13 自主事業

(1) 自主事業の提案

指定管理者は、総合交流ターミナルたきかわの設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、自らの責任と費用により総合交流ターミナルたきかわを活用し、独自に企画・計画した自主事業を提案することができます。これを実施する場合には滝川市の承認を事前に得ることになります。

(2) 行政財産の目的外使用許可

管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便性や施設の効用を高めることに資すると認められる場合は、指定管理者自らの提案に基づいた施設の設置目的外の自主事業を行うことができますが、地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可を受ける必要があるとともに、行政財産の目的外使用許可に係る使用料の支払が必要になる場合があります。

14 指定期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

15 現地説明会の開催

(1) 日 時 令和7年10月2日（木）午前10時

(2) 場 所 滝川市江部乙町東11丁目13番1号 農村環境改善センター

(3) 参加方法 参加される団体は、団体名、連絡先、参加者名を明記の上、ファクシミリ、電子メール又は持参により、説明会の前日の正午までに申し込みください。

ただし、参加される団体は、3の各号に規定する指定管理者の資格要件を満たす団体のみとし、1団体につき2人までとします。

(4) その他 現地説明会に出席しなかった団体については、失格としますので、申請を予定している団体は、必ず出席してください。

説明会に出席する際は、この募集要項及び別添の業務仕様書を滝川市のホームページからダウンロードし、ご持参ください。

16 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和7年9月16日（火）から令和7年10月6日（月）まで
- (2) 質問方法 質問書（任意様式）に要旨を簡潔にまとめ、ファクシミリ、電子メール又は持参により担当課まで提出してください。（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで）
- (3) 回答方法 受付期間終了後、受け付けた質問に対する回答をとりまとめた上で、滝川市のホームページに掲載します。

17 審査及び選定

(1) 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、滝川市が設置する指定管理者選定職員会議において、申請者のうち、申請資格の要件を満たす者について審査を行い、選定基準に照らして最も適当と認める団体を候補者として選定します。

なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

(2) 審査方法

審査は選定基準に基づき、提出された申請書類、面接審査（プレゼンテーション・ヒアリング等）により行います。面接審査については、申請者に対し、日時および場所等詳細を後日お知らせします。なお、面接審査に出席しなかった団体については、失格とします。

(3) 選定結果のお知らせ

選考の結果については、申請者全員に文書で通知します。また、滝川市のホームページに選定結果の概要を公表します。

18 協定の締結

(1) 指定管理者の指定

職員会議による選定結果を基に指定管理者の候補者を決定します。その後、議会の議決後に当該候補者を指定管理者に決定します。

(2) 協定書の締結

滝川市と指定管理者は、業務を行う上で必要となる詳細事項について協議を行い、協定書を締結するものとします。なお、候補者が辞退した場合、又は協議の過程において管理業務を行うことが困難であると明らかになった場合若しくは協議が成立しない場合、滝川市は次点候補者と協議等を行います。

19 その他の事項

(1) 接触の禁止

この施設の選定等に係る業務に関係する滝川市の職員との接触により、申請及び選定についての情報を不正に入手する等の事実が認められた場合、失格や指定の取消しをすることがあります。

す。

(2) 管理業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに滝川市に報告することとし、その場合の措置については、次のとおりとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により管理業務の継続が困難になったとき、又はそのおそれが生じたときは、滝川市は、指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合等には、滝川市は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の全部又は一部の停止を命じる場合があります。

イ 指定が取り消された場合等の賠償

アにより指定管理者の指定が取り消され、又は管理業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、滝川市に生じた損害を賠償しなければなりません。

ウ 不可抗力等による場合

不可抗力その他滝川市と指定管理者の双方の責めに帰することができない事由により管理業務の継続が困難となった場合は、滝川市と指定管理者は、管理業務の継続の可否等について協議し、継続が困難と判断した場合は、滝川市は、指定管理者の指定の取消し又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができることとします。

(3) 総合交流ターミナルたきかわの優先使用

ア 災害等緊急時の場合

総合交流ターミナルたきかわは、滝川市地域防災計画における避難所となっており、地震等の災害発生時には、市民の避難所として使用場合があります。指定管理者は、災害対策本部の指示に従って適切な対応ができるよう体制を整備してください。また、国民保護に係る北海道の指定を受けた避難所とされた場合には、指定管理者は利用許可の取消し等の必要な措置を行うとともに、避難所の開設や管理運営に協力してください。

イ 選挙の場合

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条に基づく投票所として総合交流ターミナルたきかわを使用する場合には、指定管理者は利用許可の取消し等の必要な措置を行うとともに、滝川市選挙管理委員会が行う投票所の開設及び管理運営に協力してください。

(4) 原状回復

ア 指定管理者は、自己の費用で、既存の施設若しくは設備を変更し、又は施設に造作若しくは附属設備を新設しようとするときは、あらかじめ市と協議の上、滝川市の承認を得なければなりません。

イ 指定管理者の指定期間が満了し、又は指定を取り消されたときは、自己の費用と責任において、変更した施設若しくは設備又は新設した造作若しくは附属設備を撤去その他必要な措置を講じて原状に回復しなければなりません。ただし、滝川市が承認した場合はこの限りではありません。

ウ 指定管理者は、施設若しくは設備を汚損、損傷、又は亡失したときは、速やかに滝川市に届け出るとともに、滝川市の指示に従い原状に回復し、又は損害を賠償しなければなりません。

(5) 買取請求権の放棄

ア 指定管理者は、自己の費用で既存の施設若しくは設備を変更し、又は造作若しくは附属設備を新設したときは、指定期間が満了し、又は指定を取り消された際に、滝川市に対して買取その他いかなる請求も行うことはできません。

イ ただし、滝川市が書面により承諾した場合は、当該変更部分又は新設した造作若しくは附属設備を残置することができます。この場合、残置したものの所有権は承諾の時点で無償で滝川市に帰属し、指定管理者は一切の請求を行うことができません。

(6) 次点候補者と協議を行う場合

指定管理者の指定について滝川市議会の議決を経るまでの間に、指定管理者の候補者がこの要項に定める事項に違反したとき、指定管理者との協議が成立しないとき若しくは滝川市議会が指定に係る議案を否決したとき、又は指定管理者の指定を取り消したときは、指定管理者の候補者の選考において次点候補となった団体を指定管理者の候補者として協議を行う場合があります。

(7) その他の協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、滝川市と指定管理者の双方が誠意を持って協議することとします。

20 申請書及び添付書類の提出先（問い合わせ先）

滝川市産業振興部産業振興課 滝川市役所

滝川市大町1丁目2番15号

電話 0125-28-8030 / FAX 0125-23-5839

Eメールアドレス syoukou@city.takikawa.lg.jp